

第24回 健康・医療・介護情報利活用検討会

医療等情報利活用ワーキンググループ

2025（令和7）年3月13日

電子カルテ情報共有サービスの検討事項について

厚生労働省医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

モデル事業参加医療機関(予定含む)

健康・医療・介護情報活用検討会
第22回 医療等情報活用ワーキンググループ
(令和6年6月10日)を一部更新

令和7年2月3日から、愛知県(藤田医科大学及び関連3医療機関)でモデル事業を開始。他地域も順次開始予定。
モデル事業内では、全国展開を見据え、システムのみならず現場の運用等について検証を行う予定。

青字：共有開始
黒字：共有未開始

山形県

日本海総合病院
本間病院

石川県

加賀市医療センター
金沢大学附属病院
うわだな小児科医院

愛知県

藤田医科大学病院
藤田医科大学 ばんだね病院
藤田医科大学 七栗記念病院 *
藤田医科大学 岡崎医療センター
豊田地域医療センター

* 三重県

宮崎県

宮崎大学医学部附属病院
潤和会記念病院
JCHO宮崎江南病院
池井病院
他1医療機関

奈良県

南奈良総合医療センター
他4医療機関

三重県

三重大学医学部附属病院
を中心とした地域

北海道

函館医療センター
高橋病院
森町国民健康保険病院

茨城県

水戸済生会総合病院
日立総合病院
他2医療機関

千葉県

千葉大学医学部附属病院
柏戸病院
みはま病院
稲毛病院
他1医療機関

静岡県

浜松医科大学医学部附属病院
浜松医療センター
中東遠総合医療センター
藤枝市立総合病院
焼津市立総合病院
聖隷浜松病院

電子カルテ情報共有サービスのモデル事業期間中における医療情報提供の方法について

電子カルテ情報共有サービスに医療機関から必要な電子カルテ情報を登録することについて、モデル事業においては以下の通り実施する。

- モデル事業においては、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、医療機関と支払基金で委託契約※を締結し、医療機関から支払基金に対して電子カルテ情報の共有について委託を行うことにより、医療機関から支払基金への情報登録に関する本人同意を不要とする。

※ モデル事業参加医療機関は医療機関等向け総合ポータルサイトから「電子カルテ情報共有サービスにおける電子カルテ情報共有事務に関する委託契約書」および「個人情報の取扱いに関する委託契約書」を取得し、委託契約を行う。

- 情報の取り扱いに関する周知（院内またはHPでの掲示）を併せて行う。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～七 （略）

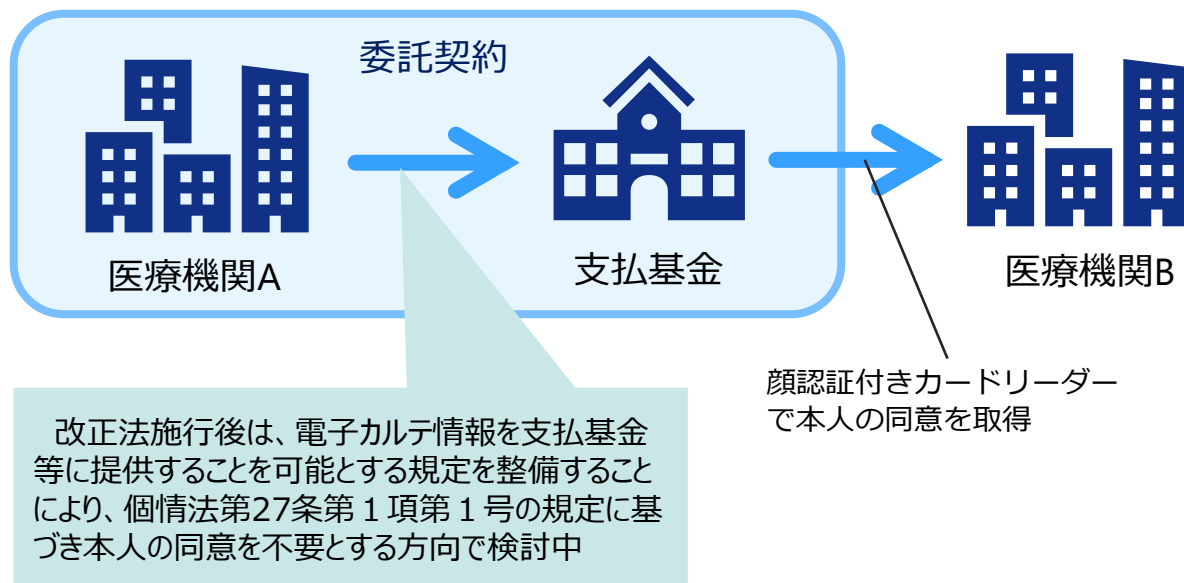
2～4 （略）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二・三 （略）

6 （略）



健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ 医療機関における運用に関する技術作業班（案）

1. 会議の趣旨

モデル事業実施機関において、電子カルテ情報共有サービスの導入に係る医療機関の現場の運用および医療機関ベンダのシステムに関する課題、標準規格に関する課題等に関する検討を行うことを目的とする。

2. 構成員

澤 智博	帝京大学医療情報システム研究センター 教授
高橋 肇	社会医療法人高橋病院 理事長（一般社団法人日本病院会）
玉本 和紀	順天堂大学医学部附属順天堂医院 看護部
長島 公之	公益社団法人日本医師会 常任理事
舟越 亮寛	亀田総合病院 薬剤部部長 （公益社団法人日本薬剤師会理事、一般社団法人日本病院薬剤師会常務理事）

3. 開催予定

電子カルテ情報共有サービスの本格稼働までに必要に応じて適宜開催予定とする。

趣旨・主な検討内容

電子カルテ情報共有サービスで扱う3文書6情報を登録する上での運用上の課題検討

●モデル事業医療機関による実証事業で生じた運用上の課題等を明らかにし、解決方法を検討。

●モデル事業や厚生労働科学研究の成果等をもとに各情報を登録するための詳細な運用ルール等を検討。

例) ・病名情報登録の際の各フラグの設定方法等に関する具体的な検討
・その他アレルギー等情報登録の際のJ-FAGYコードの使用方法

等

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子カルテ情報共有サービスについては、以下の事項を法律に規定し実施することとしてはどうか。

(1) 医療機関から支払基金等への3文書6情報の提供について

- ◆ 医療機関等は、3文書6情報について、支払基金等に対して電子的に提供することができる旨を法律に位置づけ
- ◆ 質が高く効率的な医療の提供及び医療機関における負担軽減を目指す観点から、法令に根拠を設けることにより、個人情報保護法の第三者提供に係る本人同意取得の例外として、**3文書6情報を提供する都度の患者の同意取得を不要**とする。なお、他の医療機関が、登録された3文書6情報を閲覧する際には、**患者の同意が必要**。

(2) 3文書6情報の目的外利用の禁止について

- ◆ 支払基金等に提供された3文書6情報については、支払基金等は、電子カルテ情報共有サービスによる医療機関等への共有以外の目的には使用してはならない旨を規定

(3) 運用費用の負担について

- ◆ 電子カルテ情報共有サービスの運用費用の負担者や負担方法等について規定

(4) 電子カルテ情報共有サービス導入の努力義務について

- ◆ **地域医療支援病院、特定機能病院、その他救急・災害時における医療提供を担う病院等**、その役割・機能に鑑み、カルテ情報の電磁的共有が特に求められる病院の管理者に対する、3文書・6情報の共有に関する体制整備の努力義務を規定

(5) 次の感染症危機に備えた対応等について

- ◆ 医師等が、感染症の発生届等を届け出る際、電子カルテに記録した診療情報を改めて入力することなく、同一端末上で発生届等を作成することができるよう、電子カルテ情報共有サービスを経由して感染症サーベイランスシステムに届け出ることができることを規定
- ◆ 感染症対策上必要な時は、厚生労働大臣から支払基金等に対して、電子カルテ情報等の提供を求めることができることを規定
- ◆ 厚生労働大臣は、支払基金等から提供を受けた電子カルテ情報等を用いた調査研究を国立健康危機管理研究機構（JIHS）に委託できることを規定

医療等情報利活用ワーキンググループ

1. 会議の趣旨

健康・医療・介護情報利活用検討会の検討事項のうち、主として医療の提供等に伴い発生する情報の利活用に関する検討を行うことを目的としている。

2. 構成員

秋山 祐治	川崎医療福祉大学副学長	○座長
印南 一路	慶應義塾大学総合政策学部名誉教授	
小野寺 哲夫	公益社団法人日本歯科医師会常務理事	
小尾 高史	東京科学大学総合研究院教授	
笠木 映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
近藤 則子	老テク研究会事務局長	
○ 澤 智博	帝京大学医療情報システム研究センター教授	
高倉 弘喜	国立情報学研究所ストラテジックサイバーレジリエンス研究開発センター長	
武田 理宏	日本病院会（大阪大学大学院医学系研究科医療情報学教授	
田宮 菜奈子	筑波大学医学医療系教授	
利光 久美子	愛媛大学医学部附属病院栄養部部長	
長島 公之	公益社団法人日本医師会常任理事	
山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長	
山田 哲史	京都大学法学系教授	
吉川 久美子	公益社団法人日本看護協会常任理事	
渡邊 大記	公益社団法人日本薬剤師会副会長	